

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年9月15日（火）
午前9時56分～午前11時23分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 吉田 良 副委員長 熊谷克彦
委員 板橋美保 委員 齋 浩美
委員 菊地 忍 委員 丹野政喜
委員 佐藤正博
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総 務 部 長 桜井 淳一
出席した者 企 画 部 長 小平 英俊
税 務 課 長 安倍 卓
市民協働課長 浅野 美保子
税務課長補佐 仙石 明光
市民協働課長補佐兼 加藤 勤
男女共同・市民生活係長
税務課固定資産税係長 高橋 敦詩
市民協働課 佐藤 洋
市民協働推進係長
- 6 事務局職員 事 務 局 長 相澤 幸也
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵子
主 事 阿部 真由

7 付 議 事 件

- (1) 議案第 7 5 号 名取市地方活力向上地域における固定資産税及び都市計画税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第 7 6 号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例
- (3) 陳 情 第 4 号 空き家の早急な対応についての陳情
- (4) 陳 情 第 5 号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情
- (5) 地域コミュニティー（町内会等）の現状及び課題等について

午前9時56分 開 会

○委員長（吉田 良） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第75号 名取市地方活力向上地域における固定資産税及び都市計画税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案資料の改正の内容中「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける」とありますが、過去2年程度分のその件数と実際に事業者が固定資産税等の課税免除に至った件数をお伺いいたします。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） この計画の認定というのは、県で実施するため、本市では全体の件数は把握しておりません。県に確認をしたところ、これまで県内で9件の実績があるとのことでしたが、本市では実績はありません。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） この条例改正に当たっては、令和2年3月31日で期限が切れていますが、富谷市ですと専決処分で条例改正を行っていますが、本市の対応が遅れた理由について伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） 法令上で言えば、遡及して適用するという条項は入っていないのですが、今回の条例改正の内容で遡及の効果があるということ

で、今定例会で条例改正をお願いしているところです。本来は3月31日以前に改正して途切れないようにすべきだったと思いますが、庁内の手続で遅れがあり、3月31日は間に合わなかったため、今回改正をお願いしているところです。実状的には問題はないものと捉えております。

○委員長（吉田 良） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 本来であれば、先ほど申し上げた富谷市のように専決処分で行うとか、少なくとも6月定例会で条例改正を行うべきだったのではないかと思います。今後も様々な条例改正があるかと思いますが、実際に影響がなければ少し遅れてもよいという考えなのか、税務課としての今後の考え方について伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） 実際他市町村でも本市と同時期に改正している市町村もありまして、各市町村の内情でタイミングはいろいろ変わっているのかと思います。今回は法令上問題ないと判断しておりますが、もう少し早く条例改正の対応をすべきではないかという御指摘については、十分検討していきたいと思います。

○委員長（吉田 良） 答弁、総務部長。

○総務部長（桜井淳一） ただいま委員から富谷市の事例を御紹介していただき、専決処分という手法もあるかと思いますが、本市といたしましては、専決処分という考えではなく、さきの6月定例会は逸してしまいましたが、議会の議決に諮るという考えで、今回は上程させていただいたところです。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今回の課税免除の取扱いというのは、東京からの本社機能の移転を促すための課税免除だと思いますが、私が見る限り、そのことについて市のホームページを見てもどこにも掲載されていません。商工観光課が担当なのかもしれませんが、税務課側としては、このような制度の周知についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） 確かにホームページには掲載しておりません。事業者等の相談窓口なども県がメインとなり、県のホームページに掲載されており

ます。市のホームページへの掲載については、税務課としては特に考えておりません。

○委員長（吉田 良） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 例えば宮城県内に移転を考えている事業者の方が名取市の状況を知りたい場合に、やはり市の積極性というのを見ると思いますので、いくら県が主導といっても、そういった意味では市のホームページにも掲載すべきだと思いますが、もう一度どのように考えているかお伺いいたします。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） 市の担当と検討していきたいと思います。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号 名取市地方活力向上地域における固定資産税及び都市計画税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田 良） 起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 議案資料の改正の内容中「被災市街地復興土地区画整理事業の区域内の市街化区域編入の見込みがないため」とありますが、過去の市街化区域に関わる質疑の中で令和3年5月の同じタイミングで、美田園北地区についても市街化区域に編入されるという話がありました。今回関上地区だけ

条例改正している理由について伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、固定資産税係長。

○固定資産税係長（高橋敦詩） 今回の条例改正に関しましては、この事業区域のエリアが市街化調整区域と市街化区域が混在している区域でしたので、都市計画税が一方では課税となり、一方では課税されないといった不公平性があるため、今回条例改正とさせていただきましたが、美田園北地区については全エリアが市街化調整区域になりますので、都市計画税が全域で課税されていないため、特段不要ということになります。

○委員長（吉田 良） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 混在しているエリアがあるということでしたが、市街化調整区域と市街化区域の面積の割合はどのくらいになるのか伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、固定資産税係長。

○固定資産税係長（高橋敦詩） 閑上地区のエリアですが、面積についてはまだ試算していない状況です。納税義務者数や税額については、今年度の影響額でお答えさせていただきます。土地については納税義務者数が235名、税額にすると約300万円になります。家屋については納税義務者数が139名、税額にすると約810万円となっています。また、ただいま申し上げました数字は、今年度の当初賦課、令和2年5月の数字になります。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 納税義務者数は土地が235名、家屋が139名ということですが、土地と家屋で重複している件数は何件あるか伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） 各々で計算しているため、重複している件数については捉えていないところです。

○委員長（吉田 良） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 1年延長した場合の市街化区域編入の施行は令和3年5月になるのでしょうか。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安倍 卓） 1月1日時点で都市計画税が課税されますので、令和3年1月1日時点はまだ混在している状態のため、今回1年延ばしますが、

実際の区画整理事業については、令和3年5月に市街化区域に編入する予定で今のところ進んでいるということです。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田 良） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第75号及び議案第76号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時12分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

次に、付議事件の（3）陳情第4号 空き家の早急な対応についての陳情及び（4）陳情第5号 旧視聴覚センター解体後跡地利用に関する陳情を一括議

題といたします。

陳情2か件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

初めに、報告書案2か件について、書記をして説明をいたさせます。

その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（阿部真由）　〔資料1により説明をなした〕

○委員長（吉田　良）　ただいま、書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時22分　休憩

*休憩中の要旨

- ・陳情第4号について、空き家対策に係る対策計画の策定期限について具体的な数字を入れることとした。
- ・陳情第5号については、原案のとおりとすることとした。

午前10時25分　再開

○委員長（吉田　良）　再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告書については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田　良）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字、その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田　良）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。暫時休憩いたします。

午前10時25分　休憩

午前10時26分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

次に、付議事件の（５）地域コミュニティー（町内会等）の現状及び課題等についてを議題といたします。

最初に、本日の進め方について申し上げます。

初めに、執行部から市が行う事務について、事前に提示した説明事項を含め御説明いただき、委員各位より質疑をお受けいたします。質疑を終結し、執行部退室の後、説明を受けた事項等について委員各位の御意見等をお伺いします。その後、次回委員会の調査の進め方について委員各位より御意見を伺う形で進めてまいります。

それでは、これより聞き取り調査を行います。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

*休憩中の要旨

○地域コミュニティー（町内会等）の現状及び課題等について
執行部より、各項目について説明をした。内容は以下のとおり。

（市民協働課）

（１）行政と町内会等のこれまでの関わり方について

①市民協働課における町内会等の捉え方及びこれまでの関わり方

→町内会等の自治組織は住民同士の自由な意思によって結成されている任意団体と捉えており、加入については住民主体で促進を図るべきと考えているため、自主的・主体的な活動を後方支援する形で関わってきた。市民協働課の関わり方としては大きく分けて４つある。

１ 地域コミュニティー活動の支援

市民活動支援センターの設置、市民協働提案事業

現時点で市民活動団体として登録している町内会は７団体である。

２ コミュニティー活動拠点施設の充実

名取市集会所建設補助金要綱に基づき、集会所建設補助事業による支援

を行っている。

3 地縁団体の認定

地方自治法第260条の2第2項に基づき、認定を行っている。

令和2年4月20日現在の認可地縁団体数は7団体である。

4 コミュニティ助成金の案内

一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業の採択を受け、各地区コミュニティ活動の活性化に資する事業である。

②町内会等に関する情報について部署の垣根を超えた共有の有無

→市役所庁内で使用する町内会名簿の取りまとめを行っている。毎年5月頃に生涯学習課へ依頼し、名称、代表者名及び連絡先について承諾をいただいている団体についてのみ集約しまとめている。業務を執行する上で必要な場合に担当課の申請に基づき名簿の情報提供をしている。会長の変更等について公民館で情報を知り得たときは、市民協働課へも情報提供をお願いしている。

③町内会等の設立に際し行政が行う支援の内容（閑上地区の例など）

→地方自治法に基づく地縁団体の認可は行っているが、市民協働課において町内会設立に際し支援した実績はない。閑上地区については、震災復興部が支援しており、現在は閑上・北釜整備課で携わっている。

（2）町内会等の現状の把握状況について

①市内における町内会等の団体数、加入率、区割り、設立及び解散

→令和2年9月1日現在の団体数は150団体と捉えている。加入率はあくまで参考程度として捉えていただきたいが、平成29年度末現在で80.5パーセントである。区割りや設立及び解散については把握していない。

②各団体における代表者、代表者との連絡手段、会員数、会議の額及び規約

→あくまでも各団体から提供があった必要最小限の事項だけを把握している状況であり、代表者氏名、住所、連絡先のみ把握している。

③町内会等から寄せられる要望や相談のうち特に件数が多い内容

④町内会等において既に表面化している問題

→市民協働課で受けている要望や相談は毎年数件程度のため、特に多いという内容はない。町内会等において既に表面化している問題については、4点である。（「まちむら」より引用要約）

- 1 加入率の低下
- 2 世帯規模の縮小と世帯会員制の危機
- 3 若い世代における自動加入文化の崩壊
- 4 地域におけるボランティア層の縮小

⑤町内会等との連携により進められている事務

→町内会が市民活動を行う際に、市民協働提案事業における連携が生じる。

⑥町内会等の連携を検討している、または連携が必要と思われる事務

→特になし

⑦自治会・町内会ワークショップ等の開催の有無

→開催の実績はないが、地区によっては町内会連合会組織において町内会同士の情報交換、共有を自主的に行っているものと捉えている。

⑧町内会等の活動の維持及び活性化に関する基本方針や推進計画の策定検討の有無

→検討の経過はない。

<質疑応答>

(質) 町内会長の氏名や連絡先は公民館を経由して調査しているとのことだが、現在把握している情報はいつ時点のものか。また全ての団体から名簿の協力を得られているわけではないということだが、その点について詳しく伺う。

(答) 毎年5月頃に生涯学習課へ照会をして、大体5月いっぱいに取りまとめを行っている。また、増田地区の中で2団体ほどについて、存在は把握しているが、市で把握したい情報までは提供いただけていないところがある。

(質) 協力いただけない理由については捉えているか。

(答) 公民館での話になるが、市民協働課へ情報提供する際は、例えば市の行政機関に情報提供していいかという項目をチェックした上で、良いといった団体分だけが戻ってくるので、そのチェックについて市民協働課への提供は拒否という回答となっているということである。

(質) 地縁団体の認可の7団体は具体的にどの団体か。

(答) 下余田町内会、本町町内会、小塚原北町内会、高舘吉田第一町内会、高柳町内会、箕輪町内会、川内町内会である。

(質) 町内会の拠点となる集会所等について市で把握しているか。またその建

物について、賃借なのか町内会のものなのか把握しているか。

（答）種類が大きく分けて3つほどある。1つ目は集会所建設補助金を交付している地元の集会所である。町内会で建てたものもあれば、団地開発のときに市に寄附、寄贈いただいたものを地元へ還元しているものがある。2つ目は補助金の対象にならない条例による集会所がある。航空機騒音の関係で建設したものや斎場の周辺であることの集会所がある。3つ目は開発や寄附等でいただいて市のものになっているものがある。

（質）運営等についての課題は様々あると思うが、市としてはコミュニティー活動の推進の上では町内会等は必要不可欠な団体であるという認識か。

（答）コミュニティー活動について必要不可欠な団体と捉えている。

（質）加入の可否について相談もあるということだが、その際の対応はどのようにされているのか。

（答）市民から電話等で相談があった際は、町内会の役員やその地域の班長さんなどに御相談をいただいた上で判断していただきたいとお話している。

（質）町内会を含めた市民活動などで、関係部署間の具体的な情報のやりとりはあるか。

（答）市民協働提案事業を行っているが、これは市民活動団体が独自で地域の課題を取り上げて解決しようという事業である。その内容によっては関係のある部署も一緒に市民活動団体と役割を分担しながら、情報共有をして事業を進めている。

（質）町内会等の加入率について、平成29年度末現在のものとのことだが、行政区の区割りと町内会の区割りに相違があるとも聞いている。今後加入率や区割り等について改めて調査をする予定はあるか。

（答）現時点で詳細な調査をする予定はない。区割りについては、名簿を見る限り自由な名称がついている団体もあり、そういったところは区割りが分からない。その土地の事情等で2つの町内会が選択肢にあった場合、どちらに加入するかというのも自己判断で加入していただいているため、区割りを調査して把握することは非常に難しいと捉えている。

（質）神奈川県平塚市では自治会・町内会マップというものの公表しており、町内会ごとに線引きされていてとても分かりやすいものになっている。問い合わ

せもあるということだが、区割りを調査する考えはないのか。

(答) 調査も有効だとは思いますが、個人によって町内会のエリアが飛び地になっている場合も考えられるため、マップにするのは難しいと考える。町内会の方でさえも母体となる確実な世帯数を把握していないこともあることから、難しいと捉えている。

(質) 総務課所管の区長との連携や情報共有などはこれまであったか。

(答) 従前からの流れで申し上げますと、区長とは市長が定例的に年1回懇談会を開催しており、その中で各地区の課題について吸い上げ、関係課と情報共有を行っている。町内会長からも地区の課題等については直接担当課に情報として上げていただいているということはあるが、市民協働課においてそれらの取りまとめや庁内での情報共有までは行っていない。町内会というよりは区長を通して共有がなされてきたものと認識している。

午前10時56分 再開

○委員長(吉田 良) 再開いたします。

以上で、聞き取り調査を終了いたします。

執行部の皆さんには、大変お疲れさまでした。15分間休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長(吉田 良) 再開いたします。

それでは、これより地域コミュニティー(町内会等)の現状及び課題等について、ただいまの執行部からの説明を受け、委員各位の御意見等がありましたら伺ってまいります。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

<委員からの意見>

・名簿について毎年5月に照会しているが、情報提供に御協力いただけない団体があるとのことであった。照会の仕方の工夫をするなどして、連絡先や区割

りの問題についてもしっかりと把握すべきではないか。

- ・あくまで任意団体であっても、行政として町内会活動についてもう少し具体的に後方支援策を進めるべきではないか。

- ・情報提供の御協力いただけない団体については、仮に根拠を示せと言われても分からないため、任意団体ゆえの難しさがあるのではないか。

- ・窓口は市民協働課といっても、実際地域に根差しているのは公民館で、公民館となると所管は生涯学習課になり、区長の話も絡んでくると総務課になる。行政側から見た町内会等の捉え方は一筋縄ではいかず、広範囲にわたる話になるのではないか。

- ・これまでの様々な施策についての説明はあったが、任意団体というところで切り離してしまって、どう行政として連携していくかという先の一步が見えなかった。委員会としてそういった部分もある程度行政に示していくことも必要ではないか。

- ・町内会と市の距離感の捉え方というのは、各町内会または人によって温度差があり、一律にするということは難しいところである。行政事務の中で町内会や自治会の協力を得ながら行っていることもあるが、町内会と市の距離感については、個人の尊厳を大切にしながら市全体がよくなるよう模索していったほうがよい。

- ・市民協働課としては結論的に自治会組織には積極的に介入しないほうがよいと捉えていると感じた。市民協働課という新しい部署ができたので、名簿など最低限の情報だけでも把握していただきたい。ただ分からないところについては積極的に介入しなくてもよいのではないかと思う。市民協働課が窓口になっているので、そういったところに対して何らかの形で意見を述べることは必要である。

午前11時20分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

それでは、次に地域コミュニティー（町内会等）の現状及び課題等についての次回委員会の調査の進め方について協議をしてまいります。

まず初めに、委員長案を申し上げます。

9月24日木曜日開催予定の次回委員会については、先の委員会で決定しましたとおり、インターネット等による情報収集の委員間共有という内容を予定しております。

このことについては、事前に委員各位でお調べいただいた資料等について、当日配付し、委員各位より御説明いただく形で進めてまいりたいと考えております。その後、今定例会中の3回にわたる所管事務調査について、取りまとめを行いたいと考えております。

なお、9月24日木曜日開催の委員会で配付する資料等については、9月18日金曜日までに書記宛て提出していただきたいと思います。

以上、次回委員会の進め方についての委員長案です。このことについて、委員各位より御意見等がありましたら、お伺いしてまいります。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

*休憩中の要旨

・次回委員会で配付する資料等についての提出期限を、9月23日水曜日正午までとすることとした。

午前11時22分 再開

○委員長（吉田 良） 再開いたします。

お諮りいたします。地域コミュニティー（町内会等）の現状及び課題等についての次回委員会の調査の進め方につきましては、休憩中の協議を踏まえ決定いたしたいと思っております。これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時23分 散会

令和2年9月15日

総務消防常任委員会

委員長 吉 田 良